

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十六年政令第三百二十二号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）

改正後

改正前

第二十三条

第二十三条

（削る）

（同上）

第一項ノ恩給証書若ハ裁定通知書又ハ前項ノ却下ノ通知書ヲ交付セントスル場合ニ於ケル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第五十七条第一項ノ教示ハ文書ヲ以テ之ヲ為スベシ

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）

改正後

改正前

（労働委員会に出頭を求められた者の費用弁償）

（労働委員会に出頭を求められた者の費用弁償）

第二十八条の二 法第二十七条の三の規定により中央労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類及び金額は、行政職俸給表一の一級から三級までの職務のうち厚生労働大臣が指定する級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

第二十八条の二 法第二十七条の二の規定により中央労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類及び金額は、行政職俸給表一の一級から三級までの職務のうち厚生労働大臣が指定する級の職務にある者が旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

2（略）

2（同上）

第二十八条の三 法第二十七条の三の規定により地方労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めるところによる。

第二十八条の三 法第二十七条の二の規定により地方労働委員会に出頭を求められた者が弁償を受ける費用の種類、金額及び支給方法は、当該都道府県の条例の定めるところによる。

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）

改正後

改正前

（起業者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

（起業者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第一条の十八 法第九十六条第四項（同条第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知がされた場合においては、裁判所以外の配当機関は、法第九十六条第一項の規定により払い渡された補償金等のうち起業者の見積り金額を超える部分に相当する金銭については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生ずるまで、配当を実施せず、配当機関所在地の供託所にこれを供託するものとする。

第一条の十八 法第九十六条第四項（同条第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）又は法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知がされた場合においては、裁判所以外の配当機関は、法第九十六条第一項の規定により払い渡された補償金等のうち起業者の見積り金額をこえる部分に相当する金銭については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生ずるまで、配当を実施せず、配当機関所在地の供託所にこれを供託するものとする。

一 起業者が補償金等の額について法第百三十三条第二項（法第百三十八条第

一 起業者が補償金等の額について法第百三十三条第一項（法第百三十八条第

一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訴えを提起したことを証する書面が、法第百三十三条第二項に定める期間の経過後一週間以内に提出されないとき。

二（略）

2（略）

3 法第九十六条第四項の規定による通知をした起業者は、補償金等の額について、法第百三十三条第二項の訴えを提起したとき、同項に定める期間内に同項の訴えを提起しなかつたとき、又は起業者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、配当機関にその旨を通知しなければならない。

一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による訴えを提起したことを証する書面が、同項に定める期間の経過後一週間以内に提出されないとき。

二（同上）

2（同上）

3 法第九十六条第四項の規定による通知をした起業者は、補償金等の額について、法第百三十三条第一項の訴えを提起したとき、同項に定める期間内に同項の訴えを提起しなかつたとき、又は起業者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、配当機関にその旨を通知しなければならない。

改正後

改正後

第三十二条の二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、登記官吏の処分についての審査請求には、適用しない。

改正前

改正前

第三十二条の二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、登記官吏の処分についての審査請求には、適用しない。

公共用地的取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）

改正後

（読替規定）

第四条 法第四十五条の規定による技術的読替えは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。

一〜三（略）

四 前各号のすべての場合

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第三十七条第一項	第百三十三条第二項	第百三十八条第一項において準用する同法第百三十三条第二項

（略）

改正前

（読替規定）

第四条 法第四十五条の規定による技術的読替えは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表のとおりとする。

一〜三（同上）

四 前各号のすべての場合

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第三十七条第一項	第百三十三条第一項	第百三十八条第一項において準用する同法第百三十三条第一項

（同上）

改正後

（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え）  
 第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
（略） 第百三十三条第一項及び第二項	損失の補償	都市再開発法第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
第百三十三条第三項	起業者 土地所有者又は関係人	施行者 裁決申請者

（施行者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第三十八条 法第九十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知がされた場合においては、裁判所以外の配当機関は、同条第四項の規定により払い渡された補償金等のうち施行者の見積金額を超える部分に相当する金銭については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生ずるまで、配当を実施せず、配当機関所在地の供託所にこれを供託するものとする。

一 施行者が補償金等の額について、法第八十五条第三項において準用する土地収用法第百三十三条第二項の規定による訴えを提起したことを証する書面が、同項に定める期間の経過後一週間以内に提出されないとき。

二（略）

2（略）

3 法第九十四条第五項の規定による通知をした施行者は、補償金等の額について、法第八十五条第三項において準用する土地収用法第百三十三条第二項の規定による訴えを提起したとき、同項に定める期間内に同項の訴えを提起しなかつたとき、又は施行者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土

改正前

（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え）  
 第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
（同上） 第百三十三条第一項	損失の補償	都市再開発法第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
第百三十三条第二項	起業者 土地所有者又は関係人	施行者 裁決申請者

（施行者が不服を通知した場合の補償金等の取扱い等）

第三十八条 法第九十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知がされた場合においては、裁判所以外の配当機関は、同条第四項の規定により払い渡された補償金等のうち施行者の見積金額をこえる部分に相当する金銭については、次の各号に掲げるいずれかの事由が生ずるまで、配当を実施せず、配当機関所在地の供託所にこれを供託するものとする。

一 施行者が補償金等の額について、法第八十五条第三項において準用する土地収用法第百三十三条第一項の規定による訴えを提起したことを証する書面が、同項に定める期間の経過後一週間以内に提出されないとき。

二（同上）

2（同上）

3 法第九十四条第五項の規定による通知をした施行者は、補償金等の額について、法第八十五条第三項において準用する土地収用法第百三十三条第一項の規定による訴えを提起したとき、同項に定める期間内に同項の訴えを提起しなかつたとき、又は施行者が提起した同項の訴訟が終了したときは、直ちに、国土

交通省令で定めるところにより、配当機関にその旨を通知しなければならない。

たはこ事業法施行令（昭和六十年政令第二十一号）

改正後

改正前

附則

附則

（行政事件訴訟の受継等）  
 第六条（略）

（行政事件訴訟の受継等）  
 第六条（同上）

2 法附則第二十三条第二項に規定する訴訟については、前項の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる財務局長若しくは福岡財務支局長又は大蔵大臣を行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十一条第一項に規定する処分又は裁決をした行政庁とみなして、国を被告として提起するものとする。

2 法附則第二十三条第二項に規定する訴訟は、前項の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる財務局長若しくは福岡財務支局長又は大蔵大臣を相手方として提起するものとする。

塩事業法施行令（平成八年政令第二百十六号）

改正後

改正前

附則

附則

（行政事件訴訟の受継ぎ等）  
 第十条（略）

（行政事件訴訟の受継ぎ等）  
 第十条（同上）

2 法附則第三十四条第二項に規定する訴訟については、前項各号に掲げる訴訟の区分に応じ、当該各号に定める財務局長若しくは福岡財務支局長又は大蔵大臣を行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十一条第一項に規定する処分又は裁決をした行政庁とみなして、国を被告として提起するものとする。

2 法附則第三十四条第二項に規定する訴訟は、前項各号に掲げる訴訟の区分に応じ、当該各号に定める財務局長若しくは福岡財務支局長又は大蔵大臣を相手方として提起するものとする。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第二百二十四号）

改正後

改正前

（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）  
 第三十八条 法第二百十八条第三項の規定による土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）  
 第三十八条 法第二百十八条第三項の規定による土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定  
読み替えられるべき字句  
読み替える字句

第百三十三条第一項及び第二項	損失の補償	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
第百三十三条第三項	起業者	施行者

(土地の明渡しに伴う損失補償に係る裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定)  
第四十条 法第二百三十二条第五項において準用する法第二百十八条第三項の規定による土地収用法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
(略)		
第百三十三条第三項	起業者 土地所有者又は関係人	施行者 裁決申請者

読み替えるべき規定  
読み替えられるべき字句  
読み替える字句

第百三十三条第一項	損失の補償	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
第百三十三条第二項	起業者	施行者

(土地の明渡しに伴う損失補償に係る裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定)  
第四十条 法第二百三十二条第五項において準用する法第二百十八条第三項の規定による土地収用法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
(同上)		
第百三十三条第二項	起業者 土地所有者又は関係人	施行者 裁決申請者